

3 介護サービスの質の向上への 取組みについて

3 介護サービスの質の向上への取組みについて

(1) 訪問介護員（ホームヘルパー）の養成及び資質の向上について

ア 「訪問介護員資質向上等推進事業」の実施について

訪問介護員の質・量両面にわたる人材確保が、在宅での自立支援という制度趣旨に沿ったサービスを提供していくためにも重要な課題であることから、地域の実情に応じた総合的な人材の確保、資質向上への取組みを支援できるよう、平成14年度より既存の研修事業に新規の事業を追加してメニュー事業として実施することとしている。各都道府県においては、当該事業への積極的な取組みをお願いする。

(ア) 事業全体（研修メニュー）

- ・ 訪問介護適正実施研修事業
- ・ テーマ別技術向上研修事業（新規）
- ・ 訪問介護計画作成・展開研修事業（新規）
- ・ 離島等における訪問介護員養成事業
- ・ 訪問介護員資質向上事業（3級→2級ステップアップ研修）
- ・ 訪問介護員養成研修円滑化事業

なお、メニュー化に伴い、実施要綱（既存事業を含む。）をお示しする予定であるが、その骨子は以下のとおりであるので参考とされたい。

○実施主体：都道府県とする。ただし、地域の実情に応じて、市区町村、訪問介護サービスに関する地域の関係団体、養成研修事業における指定研修事業者等への委託方式も認める。

○開催形態：地域での研修開催の活性化を図る観点から、研修日程は1日程度

の集中実施からコース設定などの継続実施まで幅広く認める。

○受講者負担：一定の範囲について実施する方針。

○修了証交付：発行する。

※また、留意事項として、「修了者登録名簿」の活用促進、「現任研修カリキュラム検討委員会の設置」、「講師養成」などについても、積極的に取り組んでいただく旨の記載等を盛り込む予定。

(イ) テーマ別技術向上研修事業（新規）

現任の2級訪問介護員等を対象とし、日々の業務において直面する個別の問題に対応したテーマ別の研修として、新規に創設したものである。事業の詳細については、改めて実施要綱でお示しする予定であるが、その骨子は以下のとおりであるので参考とされたい。

○研修対象者：原則として現任の2級以上の訪問介護員とする。

○講師の選定：関係者の意見等を踏まえ、研修目的に沿った研修が行えるよう、必要な講師を選定すること。

○研修資料：研修内容に沿った資料を選定又は作成すること。また、併せて「研修実施マニュアル」等の作成についても検討すること。

○カリキュラム：以下を参考に、十分な検討を踏まえ設定・選定すること。

○ 養成研修カリキュラムをベースにしつつ、現場の実態に応じた踏み込んだ内容を取り上げ、基本の再確認と実践への応用を図るもの。

(例)「痴呆介護の展開」

- ・痴呆性高齢者の基本理解、痴呆介護の基本と行動障害への対応、家族とのかかわり、権利擁護策の利用などを含む痴呆介護に関する具体的かつ実践的な知識及び技術の習得など。

「住宅改修・福祉用具」

- ・福祉用具や住宅改修に関する最新の基礎知識等の業務上必要な知識の習得、在宅介護継続のための福祉用具や住宅改修の活用方法などの具体的かつ実践的な知識及び技術の習得など。

「障害者への対応」

- ・身体障害・知的障害・精神障害の各障害に対する施策等の業務上必要な知識の習得、各障害に応じた介護技術やアプローチなどの具体的かつ実践的な知識及び技術の習得など。

「感染疾患患者への対応」

- ・MRSA、疥癬などの感染症に対する基礎知識等の業務上必要な知識の習得、医療機関等との連携・情報の共有化・対策マニュアルづくりや感染症の利用者へのサービス提供方法などの具体的かつ実践的な知識及び技術の習得など。

「食事に配慮を必要とする人への対応」

- ・高齢者の疾病に応じた食事献立など業務上必要な知識の習得、管理栄養士等との連携などを含む食事に配慮を必要とする人への対応など具体的かつ実践的な知識及び技術の習得など。

「対人援助コミュニケーション」

- ・ホームヘルプ活動で不可欠な対人コミュニケーションの基礎、対人援助における対応の習得など。

「生活全般を活性化するホームヘルプ」

- ・ホームヘルプ活動の中で高齢者の生活全般を活性化していく方法、リハビリテーション・介護予防的視点を組み込んだ業務の積極的な展開の習得など。

- 現場の実態を踏まえ、援助困難事例などに応じられる専門的なテーマを取り上げるもの。

(例) 「難病の基礎知識と援助」

- ・ 難病に対する施策等の業務上必要な知識の習得、難病に関する介護技術などの具体的かつ実践的な知識及び技術の習得など。

「引きこもり傾向の人への援助」

- ・ 引きこもりがちな人で、サービス提供を受け入れたがらない人、うつ傾向の人などの援助方法及び技術の習得など。

○ 介護保険制度下でのチームアプローチの手法を習得すること等を目的としたもの。

(例) 「居宅介護支援・介護支援専門員（ケアマネジャー）との連携」

「訪問看護と訪問介護の連携」

「居宅療養管理指導と訪問介護の連携」

「訪問リハビリテーション等と訪問介護の連携」

「社会資源と訪問介護の役割」

- ・ 市町村行政施策やインフォーマルサービス等の地域における高齢者の支援体制に関する知識等の業務上必要な知識の習得、地域のサービス資源の活用・開発など具体的かつ実践的な知識及び技術の習得など。

テーマは以上の例示に限定されるものではないので、各都道府県におかれては、地域における訪問介護サービスの状況を踏まえ、テーマ及びカリキュラムの検討を願いたい。

(ウ) 訪問介護計画作成・展開研修事業（新規）

訪問介護事業所のサービス提供責任者として活動できる人材を養成する観点から、サービス提供責任者の選任要件を満たす現任の訪問介護員等を対象とし、介護支援専門員や訪問看護婦など多職種合同での事例演習等を通じて、最適な訪問

介護計画の作成・展開技術を身に付けるための研修として、新規創設したものである。事業の詳細については、改めて実施要綱でお示しする予定であるが、その骨子は以下のとおりであるので参考とされたい。

- 研修対象者：原則として、サービス提供責任者の職にない介護福祉士及び1級訪問介護員並びに経験年数3年以上の2級訪問介護員とする。
- 講師の選定：現任のサービス提供責任者である者を基本とするが、関係者の意見を踏まえ、研修目的に沿った研修が行えるよう、必要な講師を選定すること。
- 研修資料：研修内容に沿った資料を選定又は作成すること。また、併せて「研修実施マニュアル」等の作成についても検討すること。
- カリキュラム：原則として、以下のカリキュラムによることとする。(全体として30時間程度の範囲内で、地域の実情に応じた弾力的な実施を認める方針)

「訪問介護計画の作成と展開の原則（講義）」

- ・ 介護保険制度とサービス提供責任者の業務理解
- ・ 訪問介護計画の作成と展開
- ・ 訪問介護サービスの内容に関する管理及び指導業務

「訪問介護計画の作成と展開・事例演習」

- ・ 上記の講義を踏まえた個別事例演習

「訪問介護計画の作成と展開・合同演習」

- ・ 模擬カンファレンスやロールプレイング等による、多職種との合同演習

(エ) その他の研修事業

上記以外の既存事業（「訪問介護適正実施研修事業」、「離島等における訪問介護員養成事業」、「訪問介護員資質向上事業」、「訪問介護員養成研修円滑化事業」）についても、引き続き地域の実情に応じた取組みをお願いしたい。

特に、「訪問介護適正実施研修事業」については、サービス提供責任者を対象とした、適切な訪問介護計画作成等の技術向上のための指導方法等についての研修として、「テーマ別技術向上研修」、「訪問介護計画作成・展開研修」等の現任者向け研修を適切に行う上での前提となるものであり、また、「離島等における訪問介護員養成事業」については、平成 15 年度からの第 2 期介護保険事業計画期間に向けて、対象地域の状況に応じた訪問介護サービスの確保を図る上で活用いただけるものであるので、それぞれ引き続き積極的な取組みをお願いしたい。

イ 地域の実情に応じた訪問介護員・現任研修体制の構築について

介護保険制度の定着に伴いサービス提供現場からは、現任の訪問介護員に対する資質向上のための研修実施の要望が強まってきているので、各都道府県においても、以下のような観点も踏まえつつ、それぞれの地域の実情に応じた研修実施体制を構築するよう留意願いたい。

○ 現場の意見の反映

現任の訪問介護員、居宅サービス事業者はもとより、市町村行政職員、学識経験者や、訪問介護サービスに関する地域の関係団体、また、実際の訪問介護員養成の担い手として養成研修事業を行っている指定研修事業者などの意見も踏まえつつ、内容の検討を行うこと。

○ 研修実施における役割分担

研修実施に当たっては、都道府県、市区町村、事業者・施設、訪問介護サービスに関する地域の関係団体など、それぞれの持つ特性を活かしつつ、効果的に遂行できる研修体制を構築すべきであること。

○ 資格、経験年数等に応じた継続的な研修の実施

個々の訪問介護員が、介護福祉士、1～3級研修終了者、サービス提供責任者といった資格や職責の違い、所属機関、経験年数や業務習熟度等などに応じて、段階的かつ継続的な研修を受講できるシステムを構築し、資質向上が図られるよう努めること。

○ チームアプローチの推進のための研修

訪問介護員は、様々な関係機関との連携の下、業務を遂行する必要があることから、介護支援専門員（ケアマネジャー）等他職種との合同研修会の実施など、「訪問介護」の領域にとどまらず、他サービスとのつながりを持てるような効果的な研修実施も検討すること。

ウ 訪問介護員養成研修事業者への適切な指導等について

訪問介護員養成研修事業者の指定等については、「介護保険法施行令」（平成10年12月24日政令412号）及び関係省令等に基づき行われているところであるが、今般、大阪府において株式会社ベテル医療福祉専門学院に対し、指定の取消処分が行われたところである。

指定研修事業者の適正な運営の徹底を図るため、各都道府県においては、引き続き指定申請時の審査や指定後の指導に適正かつ厳正に対処いただくようお願いするとともに、複数都道府県間において指定を受けている指定研修事業者については、関係都道府県間において連携を緊密に図り、整合性のとれた指導等の実施を確保する観点から、指定取消等の行政処分の必要性が考えられる場合には、速やかに老健局振興課あてに連絡するようお願いしたい。

(2) 介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する支援及び資質の向上について

ア 「ケアマネジメントリーダー活動支援事業」について

(ア) 事業の趣旨

介護サービスの要である介護支援専門員（ケアマネジャー）の地域における支援体制の強化を図り、地域の実情に応じた介護保険内・外にわたるケア体制（ケアチーム）の構築支援等によるケアマネジメントの質の向上を目指すため、従来からの取組みに加え、ケアマネジメントリーダーの養成及び活動支援を実施することとしているので、積極的な取組みをお願いする。

- ・「ケアマネジャーに対する支援対策イメージ図」（別添1参照）

なお、こうしたケア体制の構築においては、介護支援専門員協議会等のケアマネジャーに関する自主組織や事業者連絡会等の関係団体と行政との連携は必要不可欠であるので、都道府県、市町村におかれては、関係方面との連携・協力関係を深めつつ、本事業の活用を図られたい。

- ・都道府県介護支援専門員関係組織の設置状況（別添2参照）

また、これまで地域ケア会議（高齢者サービス調整チーム）や在宅介護支援センター等の活動により、既にこうしたケア体制（地域におけるケアマネジメントシステム）が機能している地域等においては、当該ケア体制の機能強化のため、本事業における「市町村ケアマネジメントリーダー活動促進事業」の活用を図られたい。

事業の詳細については、おって「実施要綱」によりお示しする予定であるが、その概要は、以下のとおりであるので参考とされたい。

(イ) ケアマネジメントリーダー養成研修（都道府県事業）

- 趣旨：介護支援専門員の支援活動を行う上での視点、心得、具体的な活動事例、スーパービジョンに関する演習など、ケアマネジメントリーダーとして必要な知識・技術を修得させることを目的とする。
- 研修対象者：それぞれの地域における高齢者ケア体制の特性に応じつつ、ケアマネジメントリーダーに期待される役割の担い手として、地域において活動が可能な現任の介護支援専門員やそれに準ずる者。
- 対象者の選定：原則として、市町村からの推薦方式とする。市町村においては、下記に示す（例）等を踏まえ、地域における関係者と十分協議し、研修受講者を推薦することとする。

（例）

- ・現職の基幹型在宅介護支援センター職員であって、地域ケア会議（ないし高齢者サービス調整チーム）の調整役的な役割を果たしている者
 - ・基幹型在宅介護支援センターに併設している居宅介護支援事業所の介護支援専門員
 - ・介護支援専門員協議会、在宅介護支援センター連絡協議会等の関係者であって、自らもケアマネジメントに従事している者
 - ・「ケアプラン指導研修事業」の指導チームのメンバー
- 研修講師：原則として、国において開催する「ケアマネジメントリーダー養成研修」の修了者とするが、過去に国において行った指導者研修（第1～6期）修了者で適任と認められる者も対象とする。なお、必要に応じて、都道府県・市区町村の行政関係者や、介護支援専門員協議会等の研修担当者等の協力を得ることができるものとする。
 - 受講者負担：一定の範囲において実施する方針
 - 研修修了証：発行する。
 - 研修時間：18時間（2～3日）
 - カリキュラム（案）：

(1) 以下に示すとおり、国において開催する「ケアマネジメントリーダー養成研修」におけるカリキュラムを基本とする。

「介護支援専門員周辺の現状」

- ・介護支援専門員をとりまく現状、介護保険制度及び周辺施策、各地域における社会資源の活用方法、対人援助に対する理解等に関する知識習得のための講義

「ケアマネジメントリーダーのあり方」

- ・ケアマネジメント（チームケア）とは何か、相談援助の視点、ケアマネジメントリーダーの視点・心得・業務内容、介護支援専門員の指導や業務管理の方法、スーパービジョンとは何かなど、ケアマネジメントリーダーとしての活動に必要な知識習得のための講義

「ケアマネジメントリーダー業務事例演習」

- ・上記の講義を踏まえ、具体的な事例等を用いて、ケアマネジメントリーダーとしての活動に必要な知識・技術を身につけるための演習

「先進的取組み事例の紹介」

(2) その他、以下に示す例などを参考に、必要に応じたプログラムで行うものとする。

(例) 「在宅支援センター業務と居宅介護支援業務の連携」

「先進的なケア体制取組み事例の紹介」

圏域下での先進的なケア体制づくりが行われている地域関係者等による具体的なかつ実践的な取組み状況についての講演など

(ウ) 市町村ケアマネジメントリーダー活動支援事業

以下のような取組みを始め、地域の状況に応じた支援活動を対象とすることなど弾力的な運用を考えているが、こうした活動を適切に推進するためには、ケアマネジメントリーダーと市町村、関係機関との連携による体制づくりが不可欠であるの

でご留意願いたい。

なお、既にこうした体制が機能している地域については、「ケアマネジメントリーダー養成研修」の受講の有無にかかわらず、その活動を本事業として実施し得るよう支援を行う方向で検討しているところである。おって補助要件等については「実施要綱」等においてお示しする予定である。

- ① 個々の介護支援専門員へのサポート
 - ・介護支援専門員への個別指導・相談・活動支援・同行訪問
 - ・地域ケア会議を活用した個別のケース対応
 - ・サービス担当者会議の開催支援 など
- ② 地域の介護支援専門員同士の連携体制の形成
 - ・地域での意見交換会・研修会・勉強会の開催支援 など
- ③ 地域のケア体制（ケアチーム）の構築支援
 - ・市町村、保健所、福祉事務所等関係機関との調整に係る体制づくり
 - ・地域の保健、医療、福祉サービス等に関する情報収集・提供、関係施策との連携などの地域の支援体制づくり など

(エ) 都道府県ケアマネジメントリーダー活動支援事業

介護支援専門員に対する広域的な支援という観点から、都道府県・介護支援専門員支援会議の設置・運営、相談窓口の設置などを行う事業であるが、都道府県圏域においては、相当数の介護支援専門員協議会等の自主組織が立ち上がってきていることに鑑み、当該事業の効果的な実施を図るべく、こうした自主組織を活用した事業実施を可能とする方向で検討しているので、ご留意願いたい。

なお、圏域ブロック毎の取組みなど地域の状況に応じた支援活動についても弾力的な運用を考えているので、積極的な取組みをお願いします。おって補助要件等については「実施要綱」等においてお示しする予定である。

(オ) 国における「ケアマネジメントリーダー養成研修事業」

都道府県で行う「ケアマネジメントリーダー養成研修事業」に先駆けて、国において平成 14 年度当初にリーダー研修事業の開催を予定しており、その内容は以下のとおりとしている。

- 趣旨：アの（イ）と同様。
- 研修対象者：アの（イ）と同様
- 対象者の選定：原則として、都道府県からの推薦方式とする。都道府県においては、下記に示す（例）等を踏まえ、地域における関係者と十分協議し、研修受講者を推薦することとする。

（例）～略～
- 受講者負担：アの（イ）と同様
- 研修修了証：アの（イ）と同様
- 研修時間：アの（イ）と同様
- カリキュラム（案）：アの（イ）と同様

また、当該事業を効果的に行うため、都道府県担当者会議を行うことを検討しているところであり、近日中に、日程等の詳細について通知することとしているので、ご承知おき願いたい。

イ 介護支援専門員現任研修等の充実について

(ア) 「介護支援専門員現任研修」事業

平成 14 年度においては、介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、研修内容の充実、強化を図ることとしているので、現任研修への積極的な取組みについてご配慮をお願いする。

なお、事業内容等の詳細については、追って、実施要綱の改正等によりお示しする予定であるが、その概要は以下のように考えているので参考とされたい。

(a) 「専門研修課程」の新設

援助困難事例等を中心としたテーマ別の事例演習等を通じて、より高度なケアマネジメント技術の習得を目指す。

- ・演習時間：12 H
- ・対象者：原則として、施行当初よりケアマネジメント業務に携わっている等により、ある程度の経験を積んだ現任の介護支援専門員中心

(b) 「基礎研修課程」の充実

平成 15 年度からの第 2 期介護保険事業計画期間に向けて、要介護認定の仕組みや介護報酬見直しの動向など、制度の円滑な運用に資するための新たな知識等の習得を図る。

- ・研修時間：18 H
- ・対象者：原則として、現任の介護支援専門員中心

なお、現任研修のカリキュラムについては、平成 13 年度の老人保健健康増進等事業において「介護支援専門員現任研修カリキュラム等に関する研究委員会」を設置し、そのあり方を検討しているところであるが、報告書がまとまり次第、各都道府県へも情報提供を行う予定である。

- ・「介護支援専門員現任研修カリキュラム等に関する研究委員会」（別添 3 参照）

(イ) 「介護支援専門員実務研修」事業

国の示す基準（32 時間）に加えて、必要に応じて時間枠の拡大や新規のカリキュラムの導入等を行い、養成段階から資質向上を目的とした研修を実施す

る場合についても弾力的に運用することとしているので、「現任研修」と同様に積極的な取組みについてご配慮をお願いする。

○追加実施カリキュラム（例）

「相談面接技法」

「福祉用具・住宅改修の活用、福祉用具の安全な使用法」

「かかりつけ医等との連携」

「権利擁護と苦情処理」

ウ 介護支援専門員実務研修受講試験について

（ア）第5回実務研修受講試験の実施

第5回実務研修受講試験については、本年10月27日（日）を予定しているので、各都道府県においては、会場確保等の所要の準備を進められるとともに、本試験の実施に当たっては、都道府県等介護支援専門員実務研修受講試験実施要領に基づき、適切に行われるようくれぐれも遺漏なきを期されたい。

なお、「受験要領」等の作成においては、「介護保険法施行令の一部を改正する政令」（平成13年8月3日政令第258号）の趣旨を踏まえたものとなるよう、ご留意願いたい。

（イ）試験出題範囲について

当該試験の試験出題範囲（「試験内容及び出題範囲」及び「解答免除範囲」）については、「介護保険法及び関係法令に規定されたものとし、通知により示されたものは含まない。」としているが、介護保険制度が着実に定着してきた現状を踏まえ、更なる介護支援専門員の資質の向上を目指す観点から、次回（第5回）以降の試験

については、「関連通知の中で基礎的知識及び技能を有することの確認のために必要な内容（例：運営基準解釈通知 等）」も含むものとする予定である。

なお、正式な試験範囲については、追って「実施要綱」（「介護支援専門員養成研修事業の実施について」（平成 11 年 4 月 2 日老発第 316 号 厚生省老人保健福祉局長通知））の改正の際に、お示しする。

エ 「日本ケアマネジメント学会」シンポジウムの開催について

平成 13 年 7 月 14 日に設立された「日本ケアマネジメント学会」において、以下のとおり、各地域における介護支援専門員協議会等との共催によるシンポジウムの開催を予定しているので関係機関に周知願いたい。

- ・「ケアマネジメント・シンポジウム in 前橋」（別添 4 参照）
- ・「日本ケアマネジメント学会 in 広島」（別添 5 参照）
- ・「日本ケアマネジメント学会公開講座・第 1 回近畿介護支援専門員研究大会」（別添 6 参照）

(別添1)

ケアマネジャーに対する支援対策イメージ図

